



2013.06

Vol.27

## FAX NEWS



## 第3回定時社員総会のご案内～同封ハガキをご投函下さい!!～

本会では、第3回定時社員総会を平成25年6月28日(金)午前11時から東京で開催致します。

総会開催通知及び資料を順次全会員宛てに発送いたしましたので、ご確認の上、同封の出欠確認ハガキ(委任状)をご返送下さいますようお願い申し上げます。

欠席される方もハガキは必ずご投稿下さい。

なお、返送期限は平成25年6月27日(木)17:00(必着)とさせて頂いており、お早目のご投函を心よりお願い申し上げます。



## 消防法の改正(平成26年4月1日から施行)

東日本大震災による被害や、近年の雑居ビルから発生する火災の多さなどから、高層ビルなどの防火・防災管理体制の強化を目的とした改正消防法が平成26年4月から施行されます。

ビルなどのオーナーやテナント管理会社などは協議によって防災管理者を選任し、管轄の消防長に対する期日までの届出が義務化されます。届出が必要な対象物件の基準や届出の方法などは今後、条例で定めることになります。

詳細は全宅管理HPのトップページ内、「協会からのお知らせ」にございます。

(URL: <http://www.chinkan.jp/>)



## 明渡し遅延損害金の倍額相当は有効・東京高裁

建物賃貸借契約終了後に明渡し遅延があった場合に、賃料等相当額の2倍を損害賠償として定めた条項が消費者契約法上、有効かどうかを判断する控訴審判決が4月29日に東京高裁であり、平成24年7月の東京地裁判決を支持し、原告の控訴を棄却しました。



## メールマガジンの配信について

平成25年4月より会員限定でメールマガジンの配信を開始致しました。賃貸不動産関連のニュースや本会からのお知らせだけでなく、業務上の様々なトラブルとその解決策を取り上げる「賃貸管理Q&A」などもシリーズもので配信していく予定です。

HP上にメルマガ登録に関する専用のバナーがございますので、登録がお済みでない方は是非この機会にご登録下さい。(登録・配信は全て無料です)



## 電話法律相談のシステム変更について

毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日)に13時～16時まで開催しております無料の電話法律相談の予約方法及びシステムが追加・変更されます。

以前はFAXでのみご予約が可能でしたが、HPでの予約も可能となります。また、この度の変更に伴い相談時間の選択が出来なくなります。13時からの先着順で順次相談枠が埋まっていく形となりますので、ご注意下さい。

※従来のFAXによる予約も受け付けいたしますが、予約が重なった場合はHPでのご予約を優先させて頂きますのでご了承下さい。

【6月の法律相談日】10日(月)、17日(月)、24日(月)

一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会

●TEL:03-3865-7031  
●FAX:03-5821-7330

<http://www.chinkan.jp/> | 全宅管理

検索